

人間社会学域在学生・卒業生 各位

登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等について

認定日本語教育機関で日本語を指導することができる国家資格「登録日本語教員」の制度が令和6年4月に設けられました。登録日本語教員になるためには、日本語教員試験（基礎試験と応用試験）に合格し、文部科学大臣の登録を受けた登録実践研修機関が実施する実践研修を修了する必要がありますが、新たな制度への円滑な移行等の観点から、経過措置が設けられています。登録日本語教員の資格取得に係る経過措置において、「必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等」及び「平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等」として本学の次の課程が文部科学省によって確認されましたのでお知らせいたします。

「必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等」

1. 人間社会学域国際学類日本語教育専攻（日本語教育主専攻：平成31年4月1日～令和4年3月31日）  
実施期間：平成31年4月1日～
2. 人間社会学域国際学類日本語教育副専攻  
実施期間：平成31年4月1日～

「平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等」

3. 教育学部人間環境課程日本語教育主専攻  
実施期間：平成16年4月1日～平成24年3月31日
4. 教育学部人間環境課程日本語教育副専攻  
実施期間：平成16年4月1日～平成28年3月31日
5. 人間社会学域国際学類日本語教育主専攻  
実施期間：平成20年4月1日～
6. 人間社会学域国際学類日本語教育副専攻  
実施期間：平成20年4月1日～

<登録日本語教員の資格取得に係る経過措置における日本語教員養成課程等の確認>

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/pdf/94100201\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/94100201_01.pdf)

1. 又は2. の日本語教員養成課程の修了者の経過措置は、Cルートとなります（「[登録日本語教員の資格取得ルート及び資格取得に係る経過措置](#)」を参照）。1. 又は2. の日本語教員養成課程を修了し、かつ学士以上の学位を有する場合、日本語教員試験の基礎試験と

実践研修が免除されます。経過措置期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日までです。

3. から 6. までの日本語教員養成課程を修了した現職者の経過措置は、D-1 ルートとなります（「[登録日本語教員の資格取得ルート及び資格取得に係る経過措置](#)」を参照）。経過措置期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までです。

<登録日本語教員の資格取得ルート及び資格取得に係る経過措置>

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo\\_nihongo/kyoiku/pdf/93964001\\_03.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/pdf/93964001_03.pdf)

担当：人間社会系事務部学生課（教務・学生支援担当）

TEL：076-264-5556

E-mail：n-kyomu@adm.kanazawa-u.ac.jp